

普通保険約款

ワイドプラン

【事故にも安心だプラン】

一般社団法人 すみれ

改訂版 20211126

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	一般条項	4
第 3 章	保険金の請求、支払時期および支払場所	12
第 4 章	保険料の増額または保険金の減額・削減支払	14
第 5 章	交通事故死亡保障条項	15
第 6 章	交通事故後遺障害保障条項	17
第 7 章	交通事故入院保障条項	19
第 8 章	交通事故通院保障条項	20
第 9 章	不慮の事故死亡保障条項	21
第 10 章	不慮の事故後遺障害保障条項	23
第 11 章	不慮の事故入院保障条項	25
第 12 章	病気死亡保障条項	26
第 13 章	病気入院保障条項	28
第 14 章	個人賠償責任補償条項	30
第 15 章	家財火災見舞金補償条項	35
第 16 章	葬儀費用見舞金保障条項	37
<別表 1>	慢性疾患	39
<別表 2>	加入できない職業	39
<別表 3>	交通乗用具の範囲	41
<別表 4>	危険な運動	41
<別表 5>	後遺障害給付割合	42
<別表 6>	生活機能または学業・就業能力の減失の判定基準	43
<別表 7>	手術保険金の対象となる手術および給付倍率表	44
<別表 8>	請求書類	47

■本保険商品の保険料は、所得控除（保険料控除）の対象にはなりません。

したがって、本保険商品の保険料控除証明書は発行いたしません。

第1章 総則

(目的)

第1条 本約款は、一般社団法人すみれ（以下「当法人」といいます。）が行う保険のワイドプラン【事故にも安心だプラン】（以下「本保険契約」といいます。）の契約内容を定めることを目的とします。

(保険契約者)

第2条 本保険契約の保険契約者とは、当法人と本保険契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使、または履行できる方で、かつ、当法人が定める加入申込書類（以下「申込書」といいます。）の「申込人」欄に記載の方とします。

(被保険者の範囲)

第3条 本保険契約の被保険者とは、申込書により当法人に通知された方の内、次の各号に掲げる事由のすべてに該当し、かつ、当法人が本保険契約の加入を承諾した方とします。

- ①責任開始日および更新日において、被保険者の年齢が満18歳以上70歳未満の方（ただし、70歳の誕生日を経過した後の更新日の前日までの方）。
- ②加入申込日において、「健康で正常に就業しており(1)」、かつ、「健康で正常な日常生活を営んでいる(2)」方。身体に障害のない方。
 - (1)「健康で正常に就業」とは、被保険者の属する組織の定める通常就業開始時から終了時までの間に勤労が可能な状態で就業していることをいいます。
 - (2)「健康で正常な日常生活を営んでいる」とは、日常生活が主に摂食、洗面、起居動作に限られていたり、日常の行動に第三者の介護を要したりまたは機器による補助を要したりしていないことをいいます。
- ③加入申込日以前5年間において、別表1記載の慢性疾患もしくはこれらに類する疾患について、以下のいずれにも該当しない方。
 - (1)医師により治療を受けている方
 - (2)患っている方またはその状態にある方
 - (3)医師によりその疾患であると診断された方またはその疾患の治療の必要があると診断された方
- ④加入申込日または更新日において別表2記載の職業に従事していない方。

(保障の種類と保障額)

第4条 本保険契約における保障種類および保障条項は、次に掲げるとおりとしす。

- ①交通事故死亡保障 (第5章)
- ②交通事故後遺障害保障 (第6章)
- ③交通事故入院保障 (第7章)
- ④交通事故通院保障 (第8章)
- ⑤不慮の事故死亡保障 (第9章)
- ⑥不慮の事故後遺障害保障 (第10章)
- ⑦不慮の事故入院保障 (第11章)
- ⑧病気死亡保障 (第12章)
- ⑨病気入院保障 (第13章)
- ⑩個人賠償責任補償 (第14章)
- ⑪家財火災見舞金補償 (第15章)
- ⑫葬儀費用見舞金保障 (第16章)

2. 本保険契約における保障額は、保険証券に記載された金額とします。

(保険金受取人)

第5条 本保険契約の保険金受取人は当法人がとくに認めた場合を除き、被保険者となります。保険金を受け取るべき日において、被保険者が保険金を受け取ることができない場合には、被保険者の法定相続人を保険金受取人とします。この場合、保険金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の保険金受取人を代理するものとします。

2. 被保険者の死亡により、交通事故死亡保険金、不慮の事故死亡保険金、病気死亡保険金または葬儀費用見舞金を支払う場合、当法人は、保険証券に記載の死亡保険金受取人に支払うものとします。

死亡保険金を受け取るべき日において、すでに死亡保険金受取人が死亡し、かつ死亡保険金受取人の変更が行われていない場合、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人のうち生存している者を死亡保険金受取人とします。

この場合、死亡保険金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

3. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

(契約成立日とクーリングオフについて)

第6条 当法人が本保険契約の加入を承諾した場合、保険証券および普通保険約款を保険契約者へ送付し、保険契約者がその保険証券を受領した日をもって契約成立日とします。契約成立日から8日の間は、お申し込みの撤回または契約の解除の意思表示を書面または電磁的記録によって当法人へ通知することにより、クーリングオフを行うことができます。

(責任開始日および保険期間)

第7条 当法人は第17条（保険料の払い込み）および第18条（保険料の払込方法<経路>）の定めにより第1回目保険料が当法人に払い込まれたときは、当該保険料の払い込まれた日の属する月の翌月の10日（以下「責任開始日」といいます。）の0時から保険契約上の責任を負います。

2. 本保険契約の保険期間は、責任開始日より1年間とします。

(更新)

第8条 保険契約者から保険期間満了日の3か月前までに、当法人に本保険契約を継続しない旨の書面による通知がなく、かつ、当法人が本保険契約の更新を承諾した場合は、本保険契約は、第2項に定める更新保険料の払い込みを条件として、保険期間満了日の翌日を更新日（以下「更新日」といいます。）として更新されるものとします。

ただし、次号のいずれかに該当する場合は、更新できないものとします。

①保険契約者が第2条（保険契約者）の規定に合致しないとき

②被保険者が第3条（被保険者の範囲）の規定に合致しないとき

③本条第2項に定める更新契約の保険料が、第19条（保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効）に規定する払込猶予期間内に当法人に払い込まれないとき

2. 前項により更新されるべき更新契約の第1回目保険料の払込日は、当該更新契約の更新日以前の契約（以下「更新前契約」といいます。）の保険期間内の第17条（保険料の払い込み）第2項第③号に定める払込日とします。

3. 前第1項および第2項により更新された本保険契約の効力は、更新日の0時に発生し、保険期間は更新日より1年間とします。

4. 前第1項および第2項の規定により、本保険契約が更新されたときは、第6条（契約成立日とクーリングオフについて）の規定により当法人が発行した更新前契約の保険証券を更新後の保険証券とみなします。

(加入年齢または性別の誤りの処理)

- 第9条 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第3条（被保険者の範囲）に該当する場合は、当該事由の判明した時点で正しい年齢に訂正します。
2. 申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、当該事由の判明した時点で正しい性別に訂正します。
 3. 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第3条（被保険者の範囲）に該当しない場合は、本保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返還します。

第2章 一般条項

第1節 保険契約者または被保険者の義務

(告知義務)

第10条 保険契約者または被保険者は、本保険契約の締結の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当法人が書面で質問した事項について、正確に告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

第11条 保険契約者または被保険者が前条(告知義務)の規定により当法人が告知を求めた重要な事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当法人は、本保険契約を将来に向かって解除することができるものとします。

2. 前項の場合、当法人は、保険金の支払事由が生じたあとも本保険契約を解除することができるものとします。この場合、当法人は保険金の支払いを行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当法人はその全額を返還請求することができるものとします。ただし、保険金の支払事由が、解除の原因となった事実によらないときは、保険金の支払いを行います。

3. 本保険契約の解除は、保険契約者に対する書面をもって通知を行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居住が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、保険金受取人に解除の通知を行います。

4. 前第1項の規定により本保険契約が解除された場合には、すでに当法人に払い込まれた保険料については、当法人は、払い戻ししません。

ただし、当法人が解除の通知をした日(以下「解除通知日」といいます。)を基準として、解除通知日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がすでに振替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。

(保険契約を解除できない場合)

第12条 当法人は、次の各号のいずれかの場合には、前条(告知義務違反による解除)による本保険契約の解除をすることができません。

①当法人が、本保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のために知らなかったとき

②当法人のために本保険契約の締結の媒介をすることができる者(以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第10条(告知義務)

による解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき

③保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、第10条（告知義務）による解除の原因となる事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき

④当法人が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき

⑤本保険契約が責任開始日からその日を含めて2年を超えて有効に存続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて保険金の支払事由が発生したときを除きます。

2. 前項第②号および第③号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）の規定により当法人が告知を求めた事項について、事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には、当法人は前条（告知義務違反による解除）による本保険契約の解除をすることができます。

（重大事由による解除）

第13条 当法人は、次の各号のいずれかの場合には、本保険契約を将来に向かって解除をすることができます。

①保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）の支払いを行わせることを目的として、故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合

②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、本保険契約の保険金（死亡保険金を除きます。）の支払いを行わせることを目的として、事故招致（未遂を含みます。）した場合

③本保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

④保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
ア 反社会的勢力（注）に該当すると認められること
イ 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を認められること
ウ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること
エ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を含みます。

⑤その他、本保険契約を継続することを期待し得ない前各号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、当法人は前項の規定によって本保険契約を解除することができます。
この場合には、当法人は、前項各号に定める事由の発生から解除されたときまでに発生した保険金の支払事由について、保険金を支払いません。
もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の規定による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。
ただし、保険契約者またはその住所もしくは居住が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、保険金受取人に解除の通知を行います。
4. 本条の規定により本保険契約が解除された場合には、当法人は、解除通知日を基準として、解除通知日の属する月の翌月 10 日以降の保障に充当する保険料がすでに振替えられている場合、当該保険料を保険契約者に返還します。

(通知義務)

- 第14条 本保険契約の加入申込後に申込書の記載事項のうち、被保険者の職業または職務内容について変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当法人所定の書面（別表 8-②）にて当法人に通知しなければなりません。
2. 前項について不実のことを告げたり、当法人に告げるべきことを告げなかった場合で、被保険者の変更後の職業または職務内容が第 3 条（被保険者の範囲）第 1 項第④号に合致しないときは、当法人は、本保険契約を解除することができます。
 3. 前項の解除については、第11条（告知義務違反による解除）および第12条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

(他の身体障害または傷病の影響)

- 第15条 被保険者が、本約款の第 5 章から第13章に定める保障条項の各保険金の支払事由に該当したときに、すでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または保険金を支払うべき傷病を被った後にその原因となった事故および疾病と関係なく発生した傷病の影響により、当該保険金を支払うべき傷病の程度が重大となった場合、当法人は、その影響がなかった場合に相当する程度に認定して保険金を支払います。
2. 被保険者が、本約款の第 5 章から第13章に定める保障条項の各保険金の支払事

由に該当したときに、当法人の認める正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷病の程度が重大となった場合、当法人は、前項と同様の方法で保険金を支払います。

第2節 契約条項

(超過加入の禁止)

- 第16条 同一の被保険者は、保険期間を重複して1口を超えて加入すること（以下「超過加入」といいます。）はできません。
2. 前項の規定に反し、保険金を支払うまでに超過加入の事実が判明した場合には、当該超過加入契約の内、保険契約者が有効とする旨の意思表示をした1つの保険契約のみを有効とし、他の保険契約についてはすべて無条件・無催告に無効とするものとします。
 3. 保険金を支払った後に超過加入の事実が判明した場合には、当法人が指定する本保険契約のみを有効とし、保険契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の超過加入した保険契約はすべて無条件・無催告に無効とします。この場合、無効とされた保険契約に対し、すでに支払われた保険金については、当法人はその全額を返還請求できるものとします。
 4. 前第1項、第2項、第3項の規定については、当法人の審査基準により当法人が超過加入を承諾した被保険者は除きます。
 5. 前第2項または第3項により無効とした契約については、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返金します。

(保険料の払い込み)

- 第17条 保険契約者は、本保険契約に定められた保険料を第18条（保険料の払込方法<経路>）に定める払込方法で次の各号に従い当法人に払い込むものとします。
- ①第1回目保険料は、当法人の定める月額保険料（以下「月額保険料」といいます。）の2か月分相当額を第2項に定める払込日に当法人に払い込むこととします。
 - ②第2回目以降の月額保険料は、1か月分相当額の月額保険料を第2項に定める払込日に当法人に払い込むこととします。
 - ③契約の途中で、1か月分相当額の月額保険料の払い込みがなかった場合、2か月分相当額の月額保険料を翌月の払込日に当法人に払い込むこととします。

2. 前項の規定に従い、以下の各号に定める日を保険料の払込日とします。
- ①当法人所定の書面の記入・捺印が完全であり、当法人が各月20日（以下「承諾締切日」といいます。）までにその加入を承諾した場合には、第1回目保険料の払込日は、承諾締切日の属する月の翌月の保険証券記載の指定振替日とします。
 - ②第2回目以降の月額保険料の払込日は、第18条（保険料の払込方法<経路>）の定めにより第1回目保険料の払込日の属する月の翌月以降、毎月、保険証券記載の指定振替日とします。
 - ③第8条（更新）に定める更新契約における第1回目保険料の払込日は、更新前契約の保険期間満了日の属する月の2か月前の保険証券記載の指定振替日とし、第2回目以降の保険料の払込方法は、前項第②号および第③号の規定に準ずるものとします。

（保険料払込方法<経路>）

第18条 保険契約者は、当法人が指定した金融機関等の口座振替により、毎月当法人に払い込むこととします。

- 2. 前項に定める毎月の口座振替の振替日は、保険証券記載の指定振替日（以下「振替日」といいます。）とし、金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。
- 3. 保険料が指定振替日に振替えできないときは、次のいずれかの方法により払い込むことができます。
 - ①当法人の指定する金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法
 - ②当法人の本店または当法人の指定した場所に現金を持参して払い込む方法

（保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効）

第19条 第17条（保険料の払い込み）に定める保険料の払い込みについては、次の各号に定める期間を保険料の払込猶予期間として保険料の払い込みを猶予するものとします。

- ①第17条（保険料の払い込み）第2項第①号に定める保険料については、同号に定める払込日の属する月から起算して第2回目の当該払込日の応当日までとします。

この場合、責任開始日は当該保険料が払い込まれた日の属する月の翌月10日とします。

- ②第17条（保険料の払い込み）第2項第②号および第③号に定める保険料については、同号に定める払込日の属する月から起算して2か月目の払込日の応当日までとします。

2. 前項第②号に定める猶予期間内における月額保険料の口座振替は、当該振替日の前日までに滞納している月額保険料の全額と当月分の月額保険料をあわせて口座振替を行います。
3. 更新前契約の定められた月額保険料の最終払込日において、更新前契約に対して払い込むべき月額保険料が当法人に払い込まれていないときは、更新前契約に係わる未納月額保険料と更新契約に係わる月額保険料をあわせて保険料の口座振替を行うものとし、払込猶予期間は、前第1項第②号の定めにかかわらず、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月から起算して3か月目の当該払込日の応当日までとします。
4. 前第1項に定める払込猶予期間内に滞納した保険料の全額が一括して当法人に払い込まれない場合には、本保険契約は、次の各号の定めによるものとします。
 - ①前第1項第①号に定める保険料に係わる場合は、お申し込みされた本保険契約は無効とします。
 - ②前第1項第②号または前第3項に定める保険料に係わる場合、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月の2か月後の9日の24時をもって本保険契約は、保障を終了し、その翌日から効力を失います。（「失効」といいます。）
5. 前項第②号の規定により、本保険契約が失効した日以降に生じた保険金の支払事由については、当法人は、いかなる場合においても保険金を支払いません。

第3節 本保険契約の無効・消滅・終了・取消および解約

（本保険契約の無効）

第20条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は無効となります。

- ①保険契約者が責任開始日の前日までに死亡していたとき
- ②加入申込日において、保険契約者が第2条（保険契約者）に、被保険者が第3条（被保険者の範囲）の規定に合致していなかったとき
2. 前項各号に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当法人は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。
3. 前第1項各号により無効とした契約については、すでに払い込まれた保険料を全額保険契約者へ返金します。
4. 保険契約者またはその代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とし、すでに払

い込まれた保険料は返金しません。

(本保険契約の消滅および消滅日)

第21条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は消滅します。

- ①被保険者が死亡したとき。この場合、その死亡した日をもって消滅します。
- ②被保険者が第39条(交通事故後遺障害保険金の支払事由)または第54条(不慮の事故後遺障害保険金の支払事由)に定める後遺障害を被ったとき。この場合、当法人が受取人(またはその代理人)に当該後遺障害保険金の給付割合を通算して100%を支払った日をもって消滅します。
- ③第7章(交通事故入院保障条項)、第11章(不慮の事故入院保障条項)および第13章(病気入院保障条項)に定める入院保険金の合計の支払日数が、責任開始日から通算して720日に達したとき。
この場合、当該保険期間の満了日(次の更新日の前日)の翌日をもって、消滅します。
- ④保険契約者が、第24条(本保険契約の解約)の規定により本保険契約を解約したとき。この場合、保障の終了日(第24条第2項)の翌日をもって、消滅します。

2. 前項の場合において、契約が消滅した日を基準として、翌月10日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当該保険料を返還します。

(本保険契約の終了および保険期間終了日)

第22条 第3条(被保険者の範囲)第1項第①号の規定により、被保険者が満70歳の誕生日を経過した後の更新日の前日(「保険期間終了日」といいます。)をもって本保険契約は終了します。

(本保険契約の取消)

第23条 保険契約者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結した場合には、当法人は保険契約者に対する書面による通知をもって、本保険契約を、取り消すことができます。

2. 前項の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(本保険契約の解約)

第24条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、書面にて本保険契約を解約することができます。この場合、当法人が、当法人所定の書類を受け付けた日を解約日とします。

2. 前項の場合、当法人所定の書類(別表8-②)が各月1日(以下「解約受付締

切日」といいます。)までに当法人で受け付けられたときは、解約受付締切日の前月の保険証券記載の指定振替日の振替えが最終振替日となり、解約受付締切日の属する月の翌月9日を保障の終了日(以下「保障の終了日」といい、保険契約の保障の効力は、保障の終了日の24時に終了するものとし)とします。

解約した場合、保障の終了日の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

3. 前第1項に規定する解約日を基準として、解約受付締切日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がすでに払い込まれている場合は、当法人は、当該保険料を保険契約者に返還します。
4. 本保険契約については、解約返戻金はありません。

第4節 保険料払込口座の変更

(保険料払込口座の変更)

- 第25条 保険契約者は、当法人の承諾を得て、第18条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める保険料の払込方法にもとづき、指定振替口座を提携金融機関等の他の口座にすることができます。(以下「口座変更」といいます。)
2. 保険契約者が前項の口座変更を行う場合には、当法人所定の変更届(別表8-②)および新たな口座振替依頼書を毎月20日(以下「口座変更申請締切日」といいます。)までに当法人に提出してください。
 3. 前項の変更申請が当法人で受け付けられ、かつ、承諾された場合には、前項に定める口座変更申請締切日の属する月の翌月の第18条(保険料の払込方法<経路>)第2項に定める振替日より、新たに口座変更された指定口座からの保険料の振替えを行います。

第5節 保険契約の復活

(保険契約の復活)

- 第26条 保険契約者は、本保険契約が第19条(保険契約の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効)第4項第②号により失効した場合、効力を失った日から起算して3か月以内は当法人所定の書類(別表8-②)を提出して保険契約の復活を請求することができるものとします。
2. 当法人所定の書類の記入・捺印が完全であり、当法人が各月末日(以下「復活承諾締切日」といいます。)までにその復活を承諾した場合には、保険契約失

効後はいじめての保険料の払込日は、復活承諾締切日の属する月の翌月の第18条（保険料の払込方法<経路>）第2項に定める指定振替日とします。

3. 第7条（責任開始日および保険期間）第1項および第17条（保険料の払い込み）第1項第①号の規定は、本条の場合に準用します。
4. 保険契約の復活は、保険期間を通じて1回限りとします。

第6節 受取人の変更

（保険金受取人の変更）

第27条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、当法人に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、当法人が指定する書類（別表8-②）を当法人に提出しなければなりません。この場合、当法人は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
3. 前第1項の通知が当法人に到達前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても当法人はこれを支払いません。

（遺言による保険金受取人の変更）

第28条 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当法人に通知しなければ、これを当法人に対抗することはできません。

第3章 保険金の請求、支払時期および支払場所

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第29条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、ただちに当法人に通知してください。

2. 保険金受取人は保険金の請求をするときは、当法人が指定する書類（別表8-①）を提出してください。

3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が当法人に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。
4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当法人に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当法人の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - ①保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合

事故の発生状況、被保険者の死亡、入院、手術、通院または所定の後遺障害状態に該当する事実の有無
 - ②保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

保険金が支払われない事由として本保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③告知義務違反に該当する可能性がある場合

告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因
 - ④この約款に定める重大事由、詐欺、強迫または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前第②号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前第3項または第4項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - ①前項第①号、第②号または第④号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会……………180日
 - ②前項第①号、第②号または第④号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定……………180日
 - ③前項第①号、第②号または第④号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合においては、前項第①号、第②号または第④号に定める事項に関する送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会……………180日

- ④前項各号に定める事項についての日本国外における調査…………… 180 日
6. 前第4項および第5項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当法人の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当法人は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
 7. 前第4項および第5項の確認をする場合、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当法人は、保険金を請求した者に通知します。
 8. 当法人は前第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当法人所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、前第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当法人は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息を支払いません。
 9. 本条の規定は、個人賠償責任補償には適用しません。
個人賠償責任補償については、第81条(保険金の支払時期および支払場所)に定める規定を適用します。

(時効)

- 第30条 本保険契約にもとづく保険金の支払いまたは保険料の返還を請求する権利は、保険金の支払事由または保険料の返還事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間請求がない場合には、時効により消滅します。

(準拠法)

- 第31条 本約款の解釈については、日本国の法令に準拠します。

(管轄の裁判所)

- 第32条 本保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当法人または保険金の受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所(本庁とします。)のみをもって、合意における管轄裁判所とします。

第4章 保険料の増額または保険金の減額・削減支払

(更新時における契約条件等の変更)

第33条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、第8条(更新)の規定にかかわらず、当法人の定めるところにより、本保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て、次の変更(以下、本条において「契約条件の変更等」といいます。)を行うことがあります。

①保険料を増額し、または保険金を減額すること

②保険契約の更新を行わないこと

2. 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当法人は、契約条件の変更等の内容について、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ通知します。

(保険期間中の保険料の増額または保険金の減額)

第34条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し、または保険金を減額する変更(以下、本条において「契約条件の変更」といいます。)を行うことがあります。

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当法人は、契約条件の変更の内容について、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちにその対象となる保険契約の保険契約者に通知します。

(保険期間中の保険金の削減支払)

第35条 本約款の各保障条項に定める保険金を支払わない場合で規定している以外の想定外の事象発生により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当法人の収支状況を著しく悪化させる

と

認めれるときは、当法人は、該当する保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。

保険金を削減して支払うときは、当法人は保険金の受取人に通知します。

第5章 交通事故死亡保障条項

第1節 交通事故死亡保険金を支払う場合

(交通事故死亡保険金の支払事由)

第36条 交通事故死亡保険金の支払事由とは、被保険者が保険期間内に生じた次の各号に掲げる傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したことをいいます。

①別表3記載の運行中の交通乗用具（以下「交通乗用具」といいます。）に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（これに積載されているものを含みます。以下同様とします。）との衝突・接触等の交通事故によって被った傷害。または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害

②運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者または乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

2. 被保険者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明になってから30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機もしくは船舶が行方不明となった日に、被保険者が前項に定める傷害によって死亡したものと推定します。

(交通事故死亡保険金の支払い)

第37条 当法人は、被保険者が前条（交通事故死亡保険金の支払事由）に該当した場合に、交通事故死亡保険金を支払います。

第2節 交通事故死亡保険金を支払わない場合

(交通事故死亡保険金を支払わない場合)

第38条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、交通事故死亡保険金を支払いません。

①保険契約者または保険金受取人の故意

②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

④地震、噴火またはこれらによる津波

⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに

類似の事変または暴動（この約款においては、群集または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- ⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦前第④号から第⑥号の事由に随伴して生じた事故
- ⑧前第⑥号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨被保険者が別表 3 記載の交通乗用具による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格取得のための訓練は除きます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、交通乗用具を用いて道路上でこれらを行っている間については、この限りではありません。
- ⑩被保険者が職務として次の各号に掲げる作業のいずれかに従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 1) 別表 3 記載の交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、交通乗用具からの荷物、貨物等の積卸し作業または、交通乗用具上での荷物等の整理作業
 - 2) 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業
- ⑪船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故
- ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であることを問いません。）以外の航空機を被保険者が操縦している間、または当該航空機に搭乗することを職務とする被保険者が、職務上搭乗している間の事故
- ⑬ロープトウ、ティーバーリフトに関する事故
- ⑭クレーン車、フォークリフト、パワーショベル、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー車、トラックなどの工作用自動車作業機械としてのみ使用されている間の事故
- ⑮別表 4 記載の運動等を行っている間に生じた事故

第 6 章 交通事故後遺障害保障条項

第1節 交通事故後遺障害保険金を支払う場合

(交通事故後遺障害保険金の支払事由)

- 第39条 交通事故後遺障害保険金の支払事由とは、被保険者が第36条（交通事故死亡保険金の支払事由）に定める傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治ったあとのものをいいます。）が生じたことをいいます。
2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてもなお治療を要する状態にあるときは、当法人は、事故の日からその日を含めて181日目における医師の診断にもとづき後遺障害の程度を認定します。

(交通事故後遺障害保険金の支払い)

- 第40条 当法人は、被保険者が前条（交通事故後遺障害保険金の支払事由）に該当した場合には、障害の程度により、交通事故死亡保険金額に、別表5に掲げる割合を乗じて得た額を限度として交通事故後遺障害保険金を支払います。
2. 前項にいう別表5の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表5の各号の区分に準じて、交通事故後遺障害保険金の支払額を決定します。
 3. 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当法人は、各々の後遺障害に対して前第1項および第2項の規定を適用し、その合計額を支払います。
ただし、別表5に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの交通事故後遺障害保険金は、交通事故死亡保険金額の60%をもって限度とします。
 4. 被保険者が同一の保険期間内に2回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して払われるべき交通事故後遺障害保険金の合計額は、保険期間を通じ、交通事故死亡保険金額をもって限度とします。
 5. 被保険者が交通事故後遺障害を被ったときにすでに身体に存在していた他の後遺障害、または、交通事故後遺障害を被った後に新たに被った他の後遺障害の影響による障害の程度の認定については、第15条（他の身体障害または傷病の影響）の規定に準じて、これを認定し、前第1項から第4項までの規定を適用します。

6. 当法人が、前条（交通事故後遺障害保険金の支払事由）に定める交通事故後遺障害保険金を支払った後に、交通事故死亡保険金の支払請求を受けた場合は、当法人は、交通事故死亡保険金額からすでに支払った交通事故後遺障害保険金の額を差し引いた残額を交通事故死亡保険金として支払うものとします。
7. 当法人が、交通事故死亡保険金または交通事故後遺障害保険金を支払う前に、交通事故死亡保険金および交通事故後遺障害保険金の双方の支払請求を受けた場合には、当法人は、交通事故死亡保険金のみを支払い、交通事故後遺障害保険金は支払いません。
8. 被保険者が、前条（交通事故後遺障害保険金の支払事由）に該当し、当法人が受取人（またはその代理人）に当該後遺障害保険金の給付割合を通算して100%を
支払った日をもって、本保険契約は消滅します。この場合、契約が消滅した日
を
基準として、翌月10日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合
は、当法人は当該保険料を返還します。

（交通事故後遺障害保険金の追加支払い）

第41条 当法人は、前条（交通事故後遺障害保険金の支払い）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第39条（交通事故後遺障害保険金の支払事由）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存していることを条件として、当法人が支払った後遺障害保険金と同額を追加して被保険者に支払います。

第2節 交通事故後遺障害保険金を支払わない場合

(交通事故後遺障害保険金を支払わない場合)

第42条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には交通事故後遺障害保険金を支払いません。

①第38条（交通事故死亡保険金を支払わない場合）第1項第①号から第⑮号に掲げる事由による時

②原因のいかんを問わず頚椎捻挫、バレリュー症候群、頚椎神経根症、脊髄症等の頚部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニアで愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による器質的変化）が認められないもの

第7章 交通事故入院保障条項

第1節 交通事故入院保険金を支払う場合

(交通事故入院保険金の支払事由)

第43条 交通事故入院保険金の支払事由とは、被保険者が第36条（交通事故死亡保険金の支払事由）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

①入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合

②別表6に定める各号のいずれかに該当し、かつ、医師による治療を受けた場合

(交通事故入院保険金の支払い)

第44条 当法人は、被保険者が前条（交通事故入院保険金の支払事由）に該当した場合には、その期間に対し事故の日からその日を含めて180日を限度として、1日につき交通事故入院保険金日額を支払います。

2. 被保険者が交通事故入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他の傷害を被ったとしても、当法人は、重複しては交通事故入院保険金を支払いません

ん。

(交通事故入院保険金の支払限度日数)

第45条 本章に定める交通事故入院保険金、第11章（不慮の事故入院保障条項）に定める不慮の事故入院保険金および第13章（病気入院保障条項）に定める病気入院保険金で支払われる合計の支払日数が、責任開始日から通算して720日に達したときは、本保険契約は保険期間満了日をもって終了します。
この場合、第21条（本保険契約の消滅および消滅日）第1項第③号の規定により当該保険期間の満了日（次の更新日の前日）の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

(交通事故手術保険金の支払い)

第46条 当法人は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、別表7に定める手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて、当法人の定める倍率（1事故にもとづく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、その内最も高い倍率）を乗じた額を手術保険金として被保険者に支払います。
ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術に限ります。

第2節 交通事故入院保険金を支払わない場合

(交通事故入院保険金を支払わない場合)

第47条 当法人は、第42条（交通事故後遺障害保険金を支払わない場合）第1項第①号および第②号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には交通事故入院保険金を支払いません。

第8章 交通事故通院保障条項

第1節 交通事故通院保険金を支払う場合

(交通事故通院保険金の支払事由)

第48条 交通事故通院保険金の支払事由とは、被保険者が第36条（交通事故死亡保険金の支払事由）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障を生じ、かつ、通院した場合をいいます。

2. 前項にいう通院とは、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。

（交通事故通院保険金の支払い）

第49条 当法人は、被保険者が前条（交通事故通院保険金の支払事由）に該当した場合には、その期間に対し90日を限度として、1日につき交通事故通院保険金日額を支払います。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、交通事故通院保険金を支払いません。

2. 当法人は、前項の規定にかかわらず、交通事故入院保険金の支払いを受けられる期間中の通院に対しては、交通事故通院保険金を支払いません。
3. 当法人は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、交通事故通院保険金を支払いません。
4. 被保険者が交通事故通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他の傷害を被ったとしても、当法人は、重複しては交通事故通院保険金を支払いません。

第2節 交通事故通院保険金を支払わない場合

（交通事故通院保険金を支払わない場合）

第50条 当法人は、第42条（交通事故後遺障害保険金を支払わない場合）第1項第①号および第②号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合には交通事故通院保険金を支払いません。

第9章 不慮の事故死亡保障条項

第1節 不慮の事故死亡保険金を支払う場合

(不慮の事故死亡保険金の支払事由)

- 第51条 不慮の事故死亡保険金の支払事由とは、被保険者が保険期間内に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害の直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したことをいいます。
2. 前項の傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取したときに生ずる中毒症状（断続的に吸入・吸収または摂取した結果に生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(不慮の事故死亡保険金の支払い)

- 第52条 当法人は、被保険者が前条（不慮の事故死亡保険金の支払事由）に該当した場合に、不慮の事故死亡保険金を支払います。

第2節 不慮の事故死亡保険金を支払わない場合

(不慮の事故死亡保険金を支払わない場合)

- 第53条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、不慮の事故死亡保険金を支払いません。
- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または飲酒・麻薬・大麻・あへん・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ④地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦前第④号から第⑥号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
 - ⑧第⑥号以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑨被保険者に対する刑の執行
- ⑩被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑪被保険者の妊娠・出産、外科的手術またはその他の医療処置に起因するとき。ただし、本保険において保険金を支払うべき傷害を治療する場合はこの限りではありません。
- ⑫被保険者が、自転車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間の事故。
ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。
- ⑬航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が、操縦している際の事故
- ⑭別表4記載の運動等を行っている間に生じた事故

第10章 不慮の事故後遺障害保障条項

第1節 不慮の事故後遺障害保険金を支払う場合

（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）

第54条 不慮の事故後遺障害保険金の支払事由とは、被保険者が第51条（不慮の事故死亡保険金の支払事由）に定める傷害を被りその直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。）が生じたことをいいます。

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてもなお治療を要する状態にあるときは、当法人は、事故の日からその日を含めて181日目における医師の診断にもとづき後遺障害の程度を認定します。

（不慮の事故後遺障害保険金の支払い）

第55条 当法人は、被保険者が前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に該当し

た場合には、障害の程度により不慮の事故死亡保険金額に、別表5に掲げる割合を乗じて得た額を限度として不慮の事故後遺障害保険金を支払います。

2. 前項にいう別表5の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表5の各号の区分に準じて、不慮の事故後遺障害保険金の支払額を決定します。
3. 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当法人は、各々の後遺障害に対して前第1項および第2項の規定を適用し、その合計額を支払います。

ただし、別表5に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの不慮の事故後遺障害保険金は不慮の事故死亡保険金額の60%をもって限度とします。

4. 被保険者が同一の保険期間内2回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき不慮の事故後遺障害保険金の合計額は、保険期間を通じ、不慮の事故後遺障害保険金額をもって限度とします。
5. 被保険者が不慮の事故後遺障害を被ったとき、すでに身体に存在していた他の後遺障害または、不慮の事故後遺障害を被った後に新たに被った他の後遺障害の影響による障害の程度の認定については、第15条（他の身体障害または傷病の影響）の規定に準じてこれを認定し、前第1項から第4項までの規定を適用します。
6. 当法人が、前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に定める不慮の事故後遺障害保険金を支払った後に、不慮の事故死亡保険金の支払請求を受けた場合は、当法人は、不慮の事故死亡保険金額からすでに支払った不慮の事故後遺障害保険金の額を差し引いた残額を不慮の事故死亡保険金として支払うものとします。
7. 当法人が、不慮の事故死亡保険金または不慮の事故後遺障害保険金を支払う前に、不慮の事故死亡保険金および不慮の事故後遺障害保険金の双方の支払請求を受けた場合には、当法人は、不慮の事故死亡保険金のみを支払い、不慮の事故後遺障害保険金は支払いません。
8. 被保険者が、前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）に該当し、当法人が受取人（またはその代理人）に当該後遺障害保険金の給付割合を通算して100%を支払った日をもって、本保険契約は消滅します。この場合、契約が消滅した日を基準として、翌月10日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当法人は当該保険料を返還します。

(不慮の事故後遺障害保険金の追加支払い)

第56条 当法人は、前条（不慮の事故後遺障害保険金の支払い）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第54条（不慮の事故後遺障害保険金の支払事由）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存していることを条件として、当法人が支払った後遺障害保険金と同額を追加して被保険者に支払います。

第2節 不慮の事故後遺障害保険金を支払わない場合

(不慮の事故後遺障害保険金を支払わない場合)

第57条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には不慮の事故後遺障害保険金を支払いません。

①第53条（不慮の事故死亡保険金を支払わない場合）第1項第②号から第⑭号に掲げる事由によるとき

②原因のいかんを問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニアで愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による器質的変化）が認められないもの

第11章 不慮の事故入院保障条項

第1節 不慮の事故入院保険金を支払う場合

(不慮の事故入院保険金の支払事由)

第58条 不慮の事故入院保険金の支払事由とは、被保険者が第51条（不慮の事故死亡保険金の支払事由）の傷害を被りその直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

①入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念することをいいます。）をした場合

②別表6に定める各号のいずれかに該当し、かつ、医師による治療を受けた場

合

(不慮の事故入院保険金の支払い)

第59条 当法人は、被保険者が前条（不慮の事故入院保険金の支払事由）に該当した場合には、その期間に対し事故の日からその日を含めて180日を限度として、1日につき不慮の事故入院保険金日額を支払います。

2. 被保険者が、不慮の事故入院保険金の支払いを受けられる期間中に、他の傷害を被ったとしても、当法人は、重複しては不慮の事故入院保険金を支払いません

ん。

(不慮の事故入院保険金の支払限度日数)

第60条 本章に定める不慮の事故入院保険金、第7章(交通事故入院保障条項)に定める交通事故入院保険金および第13章(病気入院保障条項)に定める病気入院保険金で支払われる合計の支払日数が、責任開始日から通算して720日に達したときは、本保険契約は保険期間満了日をもって終了します。
この場合、第21条(本保険契約の消滅および消滅日)第1項第③号の規定により当該保険期間の満了日(次の更新日の前日)の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

(不慮の事故手術保険金の支払い)

第61条 当法人は、不慮の事故入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において不慮の事故入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、別表7に定める手術を受けたときは、不慮の事故入院保険金日額に手術の種類に応じて、当法人の定める倍率(1事故にもとづく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、その内最も高い倍率)を乗じた額を手術保険金として保険契約者に支払います。ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術に限ります。

第2節 不慮の事故入院保険金を支払わない場合

(不慮の事故入院保険金を支払わない場合)

第62条 当法人は、第57条(不慮の事故後遺障害保険金を支払わない場合)第1項第①号および第②号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には不慮の事故入院保険金を支払いません。

第12章 病気死亡保障条項

第1節 病気死亡保険金を支払う場合

(病気死亡保険金の支払事由)

第63条 病気死亡保険金の支払事由とは、被保険者が責任開始日から起算して30日を経過した日以降に発病した病気を原因として保険期間内に死亡したことをいいます。

(病気死亡保険金の支払い)

第64条 当法人は、被保険者が保険期間内に前条（病気死亡保険金の支払事由）に該当した場合に、病気死亡保険金を支払います。

第2節 病気死亡保険金を支払わない場合

(病気死亡保険金を支払わない場合)

第65条 当法人は次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、病気死亡保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ③被保険者の犯罪行為、闘争行為
- ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤第④号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑥第④号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧精神障害、アルコール依存、または薬物依存
- ⑨被保険者の妊娠・出産（当法人が異常分娩と認めたときを除きます。）、外科的手術またはその他の医療処置に起因するとき。ただし、本保険において保険金を支払うべき傷病を治療する場合はこの限りではありません。
- ⑩メニエール症候群、ベーチェット病および後天性免疫不全症候群（エイズ）
- ⑪特定感染症
- ⑫加入申込日において身体に障害のある場合、その身体障害を原因とする支払事由
- ⑬責任開始日より5年以内の、加入申込日において認められる既往症を原因とする支払事由

第13章 病気入院保障条項

第1節 病気入院保険金を支払う場合

(病気入院保険金の支払事由)

第66条 病気入院保険金の支払事由とは、被保険者が責任開始日以降に発病した病気を原因としてその治療を目的に病院または診療所に継続して5日以上入院をしたことをいいます。

(病気入院保険金の支払い)

- 第67条 当法人は、被保険者が前条（病気入院保険金の支払事由）に定める入院を開始して病気入院保険金を支払う場合は、1回の入院について180日を限度として、1日につき病気入院保険金日額を支払います。
2. 被保険者が、同一の病気（これと医学的に相当因果関係がある病気を含みます。）を直接の原因として、その治療目的のために2回以上入院した場合には、病気入院保険金が支払われた最後の退院の日の翌日から起算して、次の入院開始日までの期間が90日以内のときは、これを1回の入院とみなし、前第1項の規定を適用します。
ただし、本項の規定により、1回の入院とみなされる入院であっても、次の入院開始日が、本保険契約の消滅日をこえる場合には、当法人は、次の入院については、病気入院保険金を支払いません。保険期間終了日においてもなお継続している場合においては、この限りではありません。
 3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由に該当する入院については、1回の入院とはみなさず、新たな入院として取り扱い、前条（病気入院保険金の支払事由）の規定を適用します。
 - ①前項による病気入院保険金が支払われた最後の退院の日の翌日から起算して、90日を経過した後に開始した入院をしたとき
 - ②被保険者が、2回以上入院した場合で、最後の退院の日の翌日から起算して90日以内であっても、最後の入院の原因となった病気と次の入院の原因となった病気がまったく異なる場合、または医学的に相当因果関係がないとき
 4. 前第2項において、被保険者が、2回以上入院しかつ1回の入院とみなされる場合において、最後の入院の原因となった病気と次の入院の原因になった病気が同一であるとき、または、医学的に相当因果関係にあるときは、次の入院が継続して5日に満たない場合でも最後の入院が継続して5日以上ある場合は、次の入院期間を継続して5日以上とみなし、病気入院保険金を支払います。

5. 被保険者が、病気入院保険金支払事由に該当する入院を開始したとき、異なる病気を併発していた場合、またはその入院中に異なる病気を併発した場合には、当該入院開始の原因となった病気により継続して入院したものとみなし、前第4項の規定を適用します。
6. 被保険者が、病気入院保険金の支払いを受けられる期間中に、本約款に定める他の新たな入院保険金を支払うべき事由を被ったとしても、当法人は保険金を支払いません。

(病気入院保険金の支払限度日数)

第68条 本章に定める病気入院保険金、第7章(交通事故入院保障条項)に定める交通事故入院保険金および第11章(不慮の事故入院保障条項)に定める不慮の事故入院保険金で支払われる合計の支払日数が、責任開始日から通算して720日に達したときは、本保険契約は保険期間満了日をもって終了します。
この場合、第21条(本保険契約の消滅および消滅日)第1項第③号の規定により当該保険期間の満了日(次の更新日の前日)の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

第2節 病気入院保険金を支払わない場合

(病気入院保険金を支払わない場合)

- 第69条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、病気入院保険金を支払いません。
- ①第65条(病気死亡保険金を支払わない場合)第1項第①号から第⑬号に掲げる事由によるとき
 - ②原因のいかんを問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛、椎間板ヘルニアで愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見(レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による器質的変化)が認められないもの
 - ③痔核・痔瘻・脱肛等およびこれらに起因する疾病
 - ④歯科疾病

第14章 個人賠償責任補償条項

(適用約款)

第70条 総則、一般条項については、第1章・第2章を準用します。

(個人賠償責任補償の被保険者の範囲)

第71条 この補償条項における被保険者は、次の者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ①第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者（以下「本人」といいます。）
- ②本人の配偶者
- ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(個人賠償責任補償保険金の支払事由)

第72条 個人賠償責任補償保険金（以下「保険金」といいます。）の支払事由とは、次の各号に掲げる事故により、他人〔前条（個人賠償責任補償の被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。以下同様とします〕の身体の障害または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったことをいいます。

- ①前条（個人賠償責任補償の被保険者の範囲）に定める被保険者の日常生活〔住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。以下「住宅」といいます。）以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。〕に起因する偶然的な事故
- ②被保険者本人が申込書または所定の書面により当法人に通知した、居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故

(保険金を支払わない場合・・・・・・・・その1)

第73条 当法人は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(保険金を支払わない場合・・・・・・・・その2)

第74条 当法人は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ②もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④被保険者の使用人（被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者の、または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

(保険金の範囲)

第75条 当法人が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- ①被保険者が被害者に対して法律上の賠償責任を負担することによって、実際に被害者に弁済した賠償金額もしくは被害者が承諾した賠償金額。損害賠償金には、判決により支払いを命じられた訴訟費用および判決までの遅延損害金を含みます。
- ②第72条（個人賠償責任補償保険金の支払事由）の事故が発生した場合において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびその支出についてあらかじめ当法人の書面による同意を得た費用
- ③第77条（事故の発生）第1項第②号及び第③号の場合において被保険者が、当法人の承諾を得て支出した費用または有益な費用
- ④被保険者が当法人の承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解

または調停に要した費用

- ⑤第78条（損害賠償責任解決の特則）第1項の協力のために被保険者が直接要した費用

（保険金の支払額）

第76条 当法人が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- ①前条（保険金の範囲）第①号から第③号の規定により計算した損害額。
ただし、個人賠償責任保険金額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とし、保険証券に記載された自己負担額を超過する場合に限ります。
- ②前条（保険金の範囲）第④号および第⑤号に規定する費用についてはその全額。ただし、前条（保険金の範囲）第④号の費用は、前条（保険金の範囲）第①号の損害賠償金の額が支払限度額をこえる場合は、その支払限度額の前条（保険金の範囲）第①号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

（事故の発生）

第77条 保険契約者または被保険者は、第72条（個人賠償責任補償保険金の支払事由）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。

- ①事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面をもって当法人に通知すること
- ②他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
- ③損害の防止または軽減するために必要な措置を講ずること
- ④損害賠償責任の全部または一部を承諾しようとするときは、あらかじめ当法人の承諾を得ること。
ただし、応急手当、護送、その他緊急措置については、この限りではありません。
- ⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当法人に通知すること

2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当法人は、前項第①号、第②号および第⑤号の場合には、取得すべき権利の行使によって受けとることができたと認められる額を、また、

前項第③号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、前項第④号の場合には当法人が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ控除して、保険金の額を決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

第78条 当法人は、必要と認めるときは被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任に解決にあたることができます。この場合において、被保険者は当法人の求めに応じ、その遂行について当法人に協力しなければなりません。

2. 被保険者が正当な事由がなく前項の協力に応じないときは、当法人は、協力があつたならば軽減できたとされる損害額を控除して支払額を決定します。

(重複契約の取扱い)

第79条 この補償条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額（以下「支払限度額」といいます。）が損害の額を超えるときは、当法人は、次の各号に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

本保険契約の支払責任額。

②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、本保険契約の支払責任額を限度とします。

(代位)

第80条 当法人が、第72条（個人賠償責任補償保険金の支払事由）の損害に対して保険金を支払ったときは、損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権は当法人に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。

①当法人が損害の額の全額を保険金として支払った場合、被保険者が取得した債権の全額

②前号以外の場合、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2. 前項第②号の場合において、当法人に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当法人に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者または被保険者は、当法人が取得する前第1項および第2項の債権の保全および行使ならびにそのために当法人が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当法人に協力するために

必要な費用は、当法人の負担とします。

(保険金の支払時期および支払場所)

第 81 条 保険金は、保険金の請求に必要な書類（別表 8－①）が当法人に到着した日の翌日から起算して 10 営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。

2. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当法人に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当法人の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して 30 日を経過した日とします。

①保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合

事故の原因、事故の発生状況、損害発生の有無

②保険金支払いの免責事由に該当するかどうかの確認が必要な場合

保険金が支払われない事由として本保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認が必要な場合

損害の額、事故と損害との関係

④この約款に定める重大事由、詐欺、強迫または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前第②号および第③号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実

⑤前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権の有無等、当法人が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

①前項第①号から第④号までに定める事項を確認するため、警察、検察等公の機関による捜査・調査結果の照会。（弁護士法（昭和 24 年 法律第 205 号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。）…………… 180 日

②前項第①号から第④号までの事項を確認するための医療機関、専門機関等に

- よる鑑定あるいは調査機関による調査。…………… 90 日
4. 前第 2 項および第 3 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当法人の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当法人は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
 5. 前第 2 項および第 3 項の確認をする場合は、当法人は保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、保険金を請求した者に通知します。
 6. 当法人は前第 1 項から第 3 項に定める期日をこえて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から当法人所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。
ただし、前第 4 項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当法人は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息は支払いません。

第15章 家財火災見舞金補償条項

第1節 家財火災見舞金を支払う場合

（家財火災見舞金の支払事由）

第82条 家財火災見舞金を支払うべき事由とは、保険期間内に次に掲げる事故によって、第85条（家財火災見舞金の目的の範囲）記載の家財について損害が生じたことをいいます。

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。）
- ④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第⑥号の事故による損害を除きます。
- ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水・放水または溢水による水漏れ
- ⑥台風、せん風、暴風雨等の風災（こう水・高潮等を除きます。）、ひょう災

または豪雪、なだれ等の雪害（融雪、こう水を除きます。）
ただし、建物またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が上記の事故によって直接破損したために生じた損害に限ります。

（家財火災見舞金の支払い）

第83条 当法人が前条（家財火災見舞金の支払事由）により家財火災見舞金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額（保険価額といいます。）によって定め、家財火災見舞金額を限度として支払います。ただし、家財火災見舞金の支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。

第2節 家財火災見舞金を支払わない場合

（家財火災見舞金を支払わない場合）

第84条 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、家財火災見舞金を支払いません。

- ①保険契約者または保険金受取人の故意もしくは重過失によるとき
- ②保険契約者が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

2. 当法人は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害〔これらの事由によって発生した第82条（家財火災見舞金の支払事由）の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因のいかんを問わず、第82条（家財火災見舞金の支払事由）の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます〕に対しては、保険金を支払いません。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④騒じょう、およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

第3節 家財火災見舞金の目的の範囲

(家財火災見舞金の目的の範囲)

第85条 家財火災見舞金の目的は、被保険者が申込書または所定の書面により当法人に通知した住宅に収容されている家財とします。

2. 次に掲げるものは、保険の目的に含まれません。

- ①自動車、原動機付自転車、自転車およびその他これらに類するもの
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ③商品およびこれらに類するもの
- ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で1個または1組の価額が5万円を超えるもの
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

第16章 葬儀費用見舞金保障条項

第1節 葬儀費用見舞金を支払う場合

(葬儀費用見舞金の支払事由)

第86条 葬儀費用見舞金の支払事由とは、被保険者が保険期間内に死亡したことをいいます。

(葬儀費用見舞金の支払い)

第87条 当法人は、被保険者が保険期間内に死亡した場合に、葬儀費用見舞金を支払います。

2. 前項の葬儀費用見舞金の受取人は、保険証券に記載の死亡保険金受取人とします。この場合、葬儀費用見舞金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の葬儀費用見舞金受取人を代理するものとします。

第2節 葬儀費用見舞金を支払わない場合

(葬儀費用見舞金を支払わない場合)

第88条 当法人は次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、葬儀費用見舞金を支払いません。

- ①地震、噴火またはこれらによる津波
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群集または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ③核燃料物質（使用済燃料も含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

＜別表1＞ 慢性疾患

- ①悪性新生物… がん、肉腫、筋腫、白血病、脳腫瘍、脊髄腫瘍、脊椎腫瘍など
- ②循環器系疾患… 心臓弁膜症、心筋梗塞、狭心症、心不全、大動脈狭窄、解離性大動脈瘤、冠動脈硬化症、心房細動など（人工ペースメーカー装着も不可）
- ③中毒症… 覚醒剤、抗うつ剤、抗神経病薬、麻薬、抗けいれん剤などの常用や中毒、アルコール中毒など
- ④精神および神経疾患… 統合失調症、そううつ病、多発性硬化症、脳性麻痺、てんかん症、パーキンソン病、多発性神経炎など
- ⑤脳血管疾患… 脳卒中、脳出血、脳血栓、くも膜下出血・脳梗塞、脳軟化症、脳塞栓症など
- ⑥腎臓疾患… 慢性腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、糸球体腎炎など（人工透析も不可）
- ⑦高血圧症
- ⑧糖尿病およびその他代謝障害
- ⑨消化器疾患… 肝硬変、慢性肝炎（B・C型）・急性肝炎（B型肝炎、C型肝炎、非A非B型肝炎）、脂肪肝、膵炎（慢性・急性）、潰瘍性大腸炎、食道静脈瘤、クローン病など
- ⑩血管および血液疾患… 血友病、再生不良性貧血、紫斑病など
- ⑪特定疾患および伝染病・感染症… 膠原病、ベーチェット症候群、全身性強皮症、全身性エリテマトーデス（SLE）、多発性筋炎、シュエグレン病、後天性免疫不全症候群（エイズ）、肺結核、腎結核、梅毒など
- ⑫骨および運動器疾患… 慢性関節リウマチ、脊椎すべり症、脊椎分離症、変形性脊椎症、頸椎後縦靭帯骨化症、骨髄炎、脊髄損傷、脊椎損傷など（人工骨頭または人口関節置換も不可）

＜別表2＞ 加入できない職業

- 1) 競馬・競輪・オートレース・競艇その他これらに類する職業競技に従事する者
- 2) 職業スポーツ家（力士・プロボクサー・プロレスラー・格闘技家・プロ野球選手・プロサッカー選手・プロゴルファー・プロサーファー等）
- 3) カーレーサー・オートバイレーサー
- 4) 馬手・厩務員
- 5) テストドライバー・テストライダーその他これらに類する職業に従事する者
- 6) スノーボードインストラクター・ダイビングインストラクター・サーフィンインストラクター
- 7) 水中カメラマン

- 8) スタントマン
- 9) 登山家・冒険家・探検家
- 10) サーカス・曲芸等に従事する者
- 11) 猛獣調教技師（動物園の飼育係を含む）
- 12) 定期便以外の航空機に搭乗することを職務とする者
- 13) 船舶関係従事者（パーサー・航海士・機関士・甲板員・船舶給仕従事者・水先人等）
- 14) 漁船乗組員、海藻類・貝類採取作業員、水産養殖作業員（海面）
- 15) 潜水作業員
- 16) 自衛官のうち航空機搭乗員・空挺隊員・船舶乗組員
- 17) レスキュー隊員（一般消防隊員は引受可）
- 18) バイク便運送従事者
- 19) 高所作業員（ただし、3階以上の建物または10m以上で作業を行う者）
- 20) 地下作業員（地下工事における現場監督を含む作業員）
- 21) 採鉱・採石作業員（採鉱員、坑外作業員）、石切出作業員、さく井工、採油工、じゃり・砂・粘土採取作業員、発破員、ダム・トンネル掘さく工、天然ガス採取工
- 22) 強酸・劇毒物・火薬爆発物製造作業員・取扱員
- 23) 原子力発電所技術員・作業員
- 24) 産業廃棄物作業員・運転手（営業・事務は引受可）
- 25) 暴力団、的屋、博徒
- 26) 行商・露天商およびこれらに準ずる職業に従事する者
- 27) 解体業従事者およびその経営者
- 28) 風俗営業法第2条第1項の1～8号に掲げる「風俗関連営業」に従事する者およびその経営者
- 29) 麻雀業従事者およびその経営者
- 30) パチンコ・スロットマシン・麻雀等遊技等により生計を立てている者
- 31) ファッションホテル従事者・経営者（連れ込み旅館等を含む）
- 32) 無担保で融資している金融業（サラ金）の経営者、従事者（上場・店頭公開会社を除く）
- 33) 新聞勧誘員（専業者）
- 34) パブ・スナック・バー・キャバレー等の従業員、アルバイト、パート（経営者・バーテンダーは引受可）
- 35) パチンコ店のアルバイト・パート（経営者、社員は引受可）

＜別表3＞ 交通乗用具の範囲

- ①自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト
ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- ②自動車（スノーモービルを含みます）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー
ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車（各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー車、トラック、耕運機、トラクター等）、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード等は除きます。
- ③航空機〔飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン〕
ただし、ハンングライダー、気球、パラシュート等は除きます。
- ④船舶〔ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます）およびボートを含みます〕。
ただし、幼児用のゴムボート、セイリングボート、サーフボート等は除きます。
- ⑤エレベーター、エスカレーター、動く歩道
ただし、立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

＜別表4＞ 危険な運動

- ①山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- ②リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗
- ③超軽量動力機（モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
- ④ジャイロプレーン搭乗
- ⑤その他上記①から④に類する危険な運動

＜別表5＞ 後遺障害給付割合

1. 眼の障害	
①両眼が失明したとき	100%
②1眼が失明したとき	60%
③1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
④1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき	5%
2. 耳の障害	
①両耳の聴力をまったく失ったとき	80%
②1耳の聴力をまったく失ったとき	30%
③1耳の聴力が50デシベル以上では通常の話声を解さないとき	5%
3. 鼻の障害	
①鼻の機能に著しい障害を残すもの	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
①咀嚼または言語の機能をまったく廃したとき	100%
②咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
③咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
④歯に5本以上の欠損が生じたとき	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
①外貌に著しい醜状を残すとき	15%
②外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
①脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
②脊柱に運動障害を残すとき	30%
③脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
①1腕または1脚を失ったとき	60%
②1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能をまったく廃したとき	50%
③1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能をまったく廃したとき	35%
8. 手指の障害	
①1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
②1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%

- ③ 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき
8%
- ④ 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%
- 9. 足指の障害
 - ① 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき 10%
 - ② 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
 - ③ 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 5%
 - ④ 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%
- 10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき
100%

（注）第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<別表6> 生活機能または学業・就業能力の滅失の判定基準

- ① 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
- ② 咀嚼または言語の機能を失っていること
- ③ 両耳の聴力を失っていること
- ④ 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
- ⑤ 1下肢の機能を失っていること
- ⑥ 胸腹部臓器の障害のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- ⑦ 神経系統または精神の障害のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- ⑧ その他上記部位の合併障害等のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること

（注）第④号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<別表7> 手術保険金の対象となる手術および給付倍率表

(交通事故保障・不慮の事故保障共通)

手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
○ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術 (25 c m ² 未満を除く)	2 0
○ 筋骨の手術 (抜釘術は除く)		
2.	骨移植術	2 0
3.	頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く)	2 0
4.	鼻骨観血手術 (鼻中隔湾曲症手術を除く)	1 0
5.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	2 0
6.	脊椎・骨盤観血手術	2 0
7.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	1 0
8.	手指・足指を含む四肢切断術	2 0
9.	手指・足指を含む切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの)	2 0
10.	手指・足指を含む四肢骨・四肢関節観血手術	1 0
11.	手指・足指を含む筋・腱・靭帯観血手術 (筋炎・結節種・粘液腫手術は除く)	1 0
○ 呼吸器・胸部の手術		
12.	胸郭形成術	2 0
○ 循環器・脾の手術		
13.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く)	2 0
14.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの)	4 0
15.	脾摘除術	2 0
○ 消化器の手術		
16.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	2 0
○ 尿・性器の手術		
17.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除く)	2 0
18.	尿道狭窄観血手術 (経尿道的操作は除く)	2 0
19.	尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作は除く)	2 0
20.	陰茎切断術	4 0
21.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	2 0
22.	卵管・卵巣観血手術 (経膈的操作は除く)	2 0

手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
○ 内分泌器の手術		
23.	甲状腺手術	20
24.	副腎全摘除術	20
○ 神経の手術		
25.	頭蓋内観血手術	40
26.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
27.	脊髄硬膜内外観血手術	20
○ 感覚器・視器の手術		
28.	眼瞼下垂症手術	10
29.	涙小管形成術	10
30.	涙嚢鼻腔吻合術	10
31.	結膜嚢形成術	10
32.	角膜移植術	10
33.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
34.	虹彩前後癒着剥離術	10
35.	緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は、39に該当する。）	20
36.	白内障・水晶体観血手術	20
37.	硝子体観血手術	10
38.	網膜剥離症手術	10
39.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
40.	眼球摘除術・組織充填術	20
41.	眼筋移植術	10
○ 感覚器・聴器の手術		
42.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
43.	中耳根本手術	20
44.	内耳観血手術	20
○ 上記以外の手術		
45.	上記以外の開頭術	20
46.	上記以外の開胸術	20
47.	上記以外の開腹術	10
48.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

(備考)

- (1) 手術とは機械、器具を用いて生体に切開、切断、結紮、摘除、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、窄刺および神経ブロックは除きます。
- (2) 治療を直接の目的とした手術には、診断、検査のための手術などは該当しません。

<別表 8> 請求書類

① 保険金請求書類（関係条文：第 28 条・第 80 条）

提出書類	保険金種類							
	死 亡	後 遺 障 害	入 院 ・ 手 術	通 院	病 気 入 院	葬 儀 費 用	個 人 賠 償	家 財 火 災
1. 法人所定の保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●	●
2. 保険証券	●	●	●	●	●	●	●	●
3. 被保険者の戸籍抄本または住民票	●					●	●	●
4. 法人所定の様式による医師の死亡証明書（法人が必要とした場合は医師の診断書または死体検案書）	●					●		
5. 法人所定の様式による医師の医療証明書（後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書）		●	●	●	●			
6. 事故であることを証する書類（公の機関または第三者の事故証明書）	●	●	●	●	●	●	●	●
7. 法定相続人の戸籍謄本	●							
8. 法定相続人の印鑑証明書	●							
9. 委任を証する書類（代理請求、代筆および法定相続人の代表者を決定する場合）	●	●	●	●	●	●		
10. その他法人が約款第 28 条第 4 項、第 5 項および第 80 条第 2 項、第 3 項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類。または、証拠として保険契約締結の際に法人が交付する書面等において定めたもの	●	●	●	●	●	●		
11. 法人所定の事故状況報告書							●	●
12. 示談書またはこれに代わるべき書類							●	
13. 損害賠償金および費用の額を証明する書類							●	●
14. 損害額を証明する書類								●

注 1 保険金を請求する場合には、●を付した書類のうち、法人が求めるものを提出しなければなりません。

注 2 法人は、上記提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

②保険契約の変更書類（関係条文：第13条・第23条・第24条・第25条・第26条・第27条）

変更手続 提出書類	解 約 請 求	番 号 変 更	住 所 ・ 電 話	氏 名 (改 姓) 変 更	人 の 変 更	保 険 金 受 取 更	内 容 変 更	職 業 ・ 職 務	口 座 変 更	保 険 料 振 替	復 活 請 求	再 発 行 申 請	保 険 証 券
1. 法人所定の請求書	●			●		●					●		●
2. 保険証券	●			●		●							
3. 法人所定の変更届			●				●		●				
4. 預金口座振替依頼書									●				
5. ※公的書類				●									

※ 公的書類はいずれか1つ→運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳のコピー
戸籍謄本・住民票の原本（発行日から3か月以内）